

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書



令和元年11月

東京都北区教育委員会

目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	8
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	11
(2)	点検及び評価の実施方法	12
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2015」	
(1)	施策展開	13
(2)	点検及び評価シート	16
I	学校教育の充実	17
II	教育環境の向上	25
III	家庭・地域の教育力向上の支援	30
IV	生涯学習の振興	33
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	37
4	「北区子ども・子育て支援計画2015」	
(1)	施策展開	40
(2)	点検及び評価シート	42
I	家庭の育てる力を支援	43
II	子育て家庭を支援する地域づくり	47
III	未来を担う人づくり	49
IV	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	52
V	安心して子育てと仕事ができる環境づくり	55
VI	その他重点施策（子どもの未来応援）	58
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	62
【資料】		
	教育委員会事務局組織図	66
	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	67

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会のしくみ

ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	平成30年 12月 7日 ~ 令和3年 12月 6日
教育長 職務代理者	加藤和宣	平成27年 12月 16日 ~ 令和元年 12月 15日
委員	檜垣昌子	平成27年 12月 16日 ~ 令和元年 12月 15日
委員	渡辺敦子	平成28年 12月 1日 ~ 令和2年 11月 30日
委員	本間正江	平成29年 6月 27日 ~ 令和3年 6月 26日
委員	名島啓太	平成29年 10月 1日 ~ 令和3年 9月 30日

(平成31年3月31日現在)

イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第1項に規定された議決事案は次のとおり。(平成31年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関する事案。
- 2 事務事業に係る基本的な方針の決定に関する事案。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関する事案。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関する事案。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関する事案。
- 6 区立幼稚園及び認定こども園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関する事案。

- 7 附属機関の構成員の任免に関する事。
- 8 規則、訓令及び特に重要な要綱の制定及び改廃に関する事。
- 9 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 10 行政財産の公用廃止に関する事。
- 11 教科用図書採択に関する事。
- 12 請願の審査に関する事。
- 13 審議会等に対する諮問に関する事。
- 14 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 15 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 16 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 17 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 18 重要な審査請求及び訴訟に関する事。
- 19 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は補助執行することとなった。

(2) 教育委員会会議の開催状況

ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。平成30年度は、定例会12回、臨時会10回を開催し、議案46件、報告91件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
30. 4. 10	第4回定例会	議38：東京都北区立王子第一小学校の国有地の取得について 議39：東京都北区立滝野川第二小学校の国有地の取得について 報26：北区教育ビジョン2015の改定について 報27：平成29年度親子きずなづくり事業の実施結果について 報28：平成30年度・31年度北区青少年委員の委嘱について 報29：不登校対策室（適応指導教室）相談及び運営ガイドラインについて 報30：後援・共催事業に関する報告

30. 4. 24	第4回臨時会	<p>議 40：平成31年度使用教科用図書（小学校）採択方針</p> <p>議 41：平成31年度使用教科用図書（中学校・道徳科）採択方針</p> <p>議 42：北区指定有形民俗文化財を現状変更する件</p> <p>報 31：平成29年度北区学校支援ボランティア活動事業の実施状況について</p> <p>報 32：中里貝塚総括報告書の刊行について</p> <p>報 33：平成30年9月開設予定の小規模保育事業所について</p> <p>報 34：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 5. 8	第5回定例会	<p>報 35：保育所待機児童数について</p> <p>報 36：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 37：平成30年度「学校における働き方改革」の実施について</p>
30. 5. 22	第5回臨時会	<p>議 43：平成31年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針について</p> <p>報 38：居所不明児童の把握について（調査結果）</p> <p>報 39：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 6. 5	第6回定例会	<p>議 44：平成30年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 45：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 40：西が丘小学校新校舎の開設時期について</p> <p>報 41：不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証について</p> <p>報 42：北区放課後子ども総合プランの実施について</p> <p>報 43：生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について</p> <p>報 44：子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について</p> <p>報 45：第六次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）策定の着手について</p> <p>報 46：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 6. 27	第6回臨時会	<p>議 46：東京都北区長等の給料の特例に関する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 47：開設予定の私立認可保育園について</p> <p>報 48：国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う私立幼稚園等の利用者負担の軽減について</p> <p>報 49：区立堀船南保育園の本園・分園における預かり歳児の変更</p>

		<p>について</p> <p>報 50：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 7.24	第7回定例会	<p>報 51：労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施について</p> <p>報 52：平成30年度色覚検査の実施について</p> <p>報 53：「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について</p> <p>報 54：区内私立保育園の園名変更について</p> <p>報 55：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 8.9	第8回定例会	<p>議 47：平成31年度使用（小学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）採択について</p> <p>議 48：平成31年度使用（小学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」に限る）採択について</p> <p>議 49：平成31年度使用（中学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）採択について</p> <p>議 50：平成31年度使用（中学校）教科用図書（「特別の教科 道徳」に限る）採択について</p> <p>議 51：平成31年度使用（小中学校特別支援学級）教科用図書採択について</p> <p>報 56：東京都北区立王子第一小学校改築に伴う現校舎の解体について</p> <p>報 57：日本語適応指導教室の設置について</p> <p>報 58：認証保育所「日生赤羽駅前保育園ひびき」の閉園について</p>
30. 8.24	第7回臨時会	<p>議 52：平成30年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 53：東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 54：東京都北区立学校の位置変更について</p> <p>報 59：中学校における特別支援教室の実施について</p> <p>報 60：特別支援学級の設置に関する検討結果（報告）について</p> <p>報 61：家庭福祉員の移転について</p> <p>報 62：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 9.12	第9回定例会	<p>議 55：「北区教育ビジョン2020」の策定に係る保護者アンケートの実施について</p> <p>報 63：飛鳥中学校の（仮称）リノベーション事業の実施について</p> <p>報 64：神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の設計について</p>

		<p>て</p> <p>報 65：「北区立学校における働き方改革検討委員会」の設置について</p> <p>て</p> <p>報 66：東京都北区中里貝塚保存活用計画策定の1年延伸について</p> <p>報 67：「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について</p> <p>報 68：保育施設の開設予定等について</p> <p>報 69：保育園入園審査における保育指数の見直しについて</p> <p>報 70：児童相談所移管に係る課題の検討状況について（平成30年7月末時点）</p> <p>報 71：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 9. 27	第8回臨時会	<p>議 56：旧東京都北区立赤羽中学校に係る教育財産の公用廃止について</p> <p>議 57：東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則</p> <p>報 72：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 10. 9	第10回定例会	<p>議 58：東京都北区立学校の位置変更について</p> <p>議 59：東京都北区立王子本町保育園等の指定管理者の指定について</p> <p>て</p> <p>議 60：東京都北区立西ヶ原東保育園の指定管理者の指定について</p> <p>議 61：東京都北区立上十条南保育園の指定管理者の指定について</p> <p>議 62：東京都北区立浮間さくら草保育園の指定管理者の指定について</p> <p>て</p> <p>報 73：平成31年度新1年生の受入れ制限について</p> <p>報 74：北区立学校教員勤務実態調査の実施について</p>
30. 10. 23	第9回臨時会	<p>議 63：平成29年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について</p> <p>報 75：平成31年度北区谷村教育基金活用事業について</p> <p>報 76：特別支援学級の設置方針について</p> <p>報 77：特別支援教室（小学校）の巡回拠点の設置について</p> <p>報 78：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 11. 8	第11回定例会	<p>議 64：平成30年度東京都北区一般会計補正予算（第3号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 65：東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 79：区立中学校における事故に関する和解</p>

		<p>報 80：奨学資金貸付金返還金に係る訴えの提起</p> <p>報 81：改築校の進捗状況について</p> <p>報 82：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 11. 27	第 10 回臨時会	<p>議 66：東京都北区立荒川小学校、第四岩淵小学校及びなでしこ小学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>議 67：東京都北区立袋小学校及び桐ヶ丘中学校に係る行政財産の使用許可について</p> <p>報 83：小規模保育事業所の開設予定等について</p> <p>報 84：後援・共催事業に関する報告</p>
30. 12. 11	第 12 回定例会	<p>議 68：東京都北区立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 69：東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>報 85：乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（経過報告）</p> <p>報 86：後援・共催事業に関する報告</p>
31. 1. 9	第 1 回定例会	<p>報 1：神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校設置に係る検討経過について</p> <p>報 2：「北区子ども・子育て支援計画 2015」計画事業の平成 29 年度の実績について</p> <p>報 3：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 4：「北区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について</p>
31. 1. 25	第 1 回臨時会	<p>報 5：十条富士見中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会の方針決定について</p> <p>報 6：後援・共催事業に関する報告</p>
31. 2. 7	第 2 回定例会	<p>議 1：平成 30 年度東京都北区一般会計補正予算（第 4 号）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 2：東京都北区児童育成手当条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 7：子どもの未来応援事業の拡充について</p> <p>報 8：北区子どもの未来応援プランの施策の進捗状況等について</p> <p>報 9：平成 31 年度北区放課後子ども総合プランの実施等について</p> <p>報 10：後援・共催事業に関する報告</p>

31. 2. 20	第2回臨時会	<p>議 3：東京都北区立学校第十一次（平成三十三年度）適正配置方針について</p> <p>議 4：地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について</p> <p>報 11：「北区教育ビジョン 2020」策定に関する保護者アンケート調査の結果について</p> <p>報 12：区立小中学校体育館の空調機設置について</p> <p>報 13：平成 31 年度の小中学校改築改修について</p> <p>報 14：平成 3 1 年度北区青少年健全育成活動基本方針について</p> <p>報 15：北区立学校における働き方改革検討委員会検討報告について</p> <p>報 16：北区立中学校部活動方針（案）について</p> <p>報 17：北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について</p> <p>報 18：桜田北保育園における大規模改修の実施について</p> <p>報 19：平成 3 1 年 4 月期の保育園入所申込状況（1 次審査）と今後の待機児童解消策について</p> <p>報 20：児童相談所移管に係る課題の検討状況について（平成 3 1 年 1 月末時点）</p> <p>報 21：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 22：不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証結果について（報告）</p>
31. 3. 8	第3回定例会	<p>議 5：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 23：東京都北区立認定こども園検証委員会報告書について</p> <p>報 24：特別支援教育評価委員会における検討結果について（報告）</p> <p>報 25：後援・共催事業に関する報告</p>
31. 3. 28	第3回臨時会	<p>議 6：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議 7：東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議 8：幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 9：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議 10：東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議 11：東京都北区立児童館処務規程の一部改正</p> <p>議 12：東京都北区スペースゆう処務規程の廃止</p>

		<p>議 13：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>議 14：東京都北区立幼稚園長・こども園長・副園長の人事について</p> <p>報 26：平成 31 年度学級編制及び児童生徒数見込について</p> <p>報 27：北区立学校における働き方改革推進プランの策定について</p> <p>報 28：東京都北区教育委員会事務局専決規則第 2 条第 2 項の規定に基づき処理した東京都北区文化財保護審議会委員を選任する件の報告について</p> <p>報 29：後援・共催事業に関する報告</p> <p>報 30：十条富士塚現状変更に係る遵守事項の確認について</p>
--	--	---

イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を開催している。

会議は区長と教育委員会で構成し、会議は区長が招集する。

平成 30 年度は 2 回開催した。

第 1 回	・文化・芸術振興について
第 2 回	・「北区教育大綱」の改定について

(3) 教育委員会の活動状況

ア 学校訪問

教育委員会では、教育行政の運営に資するために学校を定期的に訪問し、学校教育の現状を把握する機会を設けている。

平成 30 年度は滝野川紅葉中学校、荒川小学校及び稲田小学校の三校を訪問した。

子どもたちの学校生活の現況把握を行うとともに教職員との意見交換を行い、各委員からの意見・要望を直接学校側へ伝えることに意を用いた。

イ 研究協力校発表会等

学校訪問のほか研究協力校発表会、周年行事、卒業（園）式などの学校（幼稚園）行事へも参加しており、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえて北区の教育のさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行った。

ウ 学校ファミリーの日

教育委員は、6 月、9 月、1 月と年 3 回の学校ファミリーの日に各サブフ

ファミリー校を訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認した。特に、平成24年4月から区立学校全校で開始した学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行った。また、学校サブファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報の共有化を図っている。

エ P T Aとの教育懇談会

幼稚園、小学校、中学校各P T A連合会との懇談に全委員が参加し、保護者の意見を聞くとともに、各委員の専門的見地から北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会ともしている。

オ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、各種研修、全国市町村教育委員会研究協議会に参加した。平成30年10月の全国協議会は山形県で開催され、文部科学省から国の動向について報告を受けるとともに、学力向上に向けた他の自治体の取組について、相互紹介や協議を行った。また、特別区第2ブロック（荒川区・文京区・台東区・北区）の教育委員協議会に出席し、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政について情報交換を行った。

カ その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、学校保健大会、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事などへも参加した。その他、文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加したり、随時、学校等の訪問を行い、北区教育ビジョン2015の推進・振興に努めた。

(参考)

教育委員が、平成30年度に出席又は参加した事業等は以下のとおり。

事業・行事名	回数
教育委員会定例会	12回
教育委員会臨時会	10回
総合教育会議	2回
幼稚園・学校周年行事	3回
学校関係事業等	36回
P T A関係事業	7回
教育委員研修関係	5回
その他諸事業	22回
合計	97回

2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の実施方法

ア 対象事業

点検及び評価の対象は、「北区教育ビジョン2015」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等、教育委員会が取り組む主要な事業の中から選定する。

本年度は新規事業及び重点事業の28事業を選定し、平成30年度の取組について点検及び評価を行った。

イ 点検及び評価の方法

① 評価対象事業について、「目標」に対する「実績」の視点から点検及び評価をするとともに、課題を洗い出し、今後の事業の取組方針を示した。

② 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね90%以上)
B	概ね順調に実施されている (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね70%以上90%未満)
C	課題があるため、見直しが必要 (目標に対する実績(達成率)が概ね70%未満)

ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京福祉大学 山本 豊 教授及び國學院大學 神長美津子 教授からご意見をいただいた。

エ 議会報告及び公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

3 「教育大綱・北区教育ビジョン2015」

(1) 施策展開

教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年1月28日北区教育委員会決定)

「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点



施策の展開の5つの柱と取組の方向

I 学校教育の充実

1. 0歳からの育ち・学びを支える
2. 確かな学力を保證する
3. 豊かな心を育む
4. 健やかな体を育てる
5. 個に応じた教育を推進する
6. グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

II 教育環境の向上

7. 学校の教育力・経営力を高める
8. 安全・安心な教育環境を整備する
9. 豊かな教育環境を整備する

III 家庭・地域の教育力向上の支援

10. 家庭の教育力の向上を支援する
11. 地域の教育力の向上を支援する

IV 生涯学習の振興

12. 一人ひとりの主体的な学びを支援する
13. 文化・芸術活動を振興する

V スポーツの推進

14. スポーツ参加機会を拡充する
15. スポーツ活動の充実を図る

施策展開の5つの柱と取組の方向および重点施策

《5つの柱》	《取組の方向》	《重点施策》	
I 学校教育の充実	◆ 0歳からの育ち・学びを支える 1	◆(1)地域と一体となった教育の推進 (2)就学前教育・保育の充実 ◆(3)将来を見据えた小中一貫教育の推進	➔
	2 確かな学力を保証する	(4)基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5)思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 ◆(6)学校図書館の充実による読書活動の推進	➔
	3 豊かな心を育む	(7)心の教育・道徳教育の推進 (8)体験活動の充実 ◆(9)いじめの根絶	➔
	4 健やかな体を育てる	(10)体力の向上 (11)保健指導・食育の推進	➔
	5 個に応じた教育を推進する	◆(12)個に応じたきめ細かな指導 (13)特別支援教育の推進 ◆(14)不登校の防止 ◆(15)部活動の充実	➔
	◆ グローバル社会で活躍できる子どもを育てる 6	◆(16)ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 ◆(17)命を守る・救える人材の育成 ◆(18)科学技術を社会に活かす人材の育成 ◆(19)情報活用能力の育成 ◆(20)国際理解教育の推進 (21)社会の変化に対応できる力の育成	➔
II 教育環境の向上	◆ 学校の教育力・経営力を高める 7	◆(22)教員の指導力の向上・体罰の根絶 ◆(23)教員の指導環境の充実 ◆(24)学校の経営力の強化	➔
	8 安全・安心な教育環境を整備する	◆(25)学校改築・リフレッシュ改修の実施 (26)安心して学べる環境づくり ◆(27)教育相談体制の充実	➔
	◆ 豊かな教育環境を整備する 9	(28)区立小学校の適正配置の推進 ◆(29)ICT環境の整備 ◆(30)地球環境に配慮した学校施設整備 ◆(31)高校・大学との連携 ◆(32)企業・NPO等との連携	➔
III 家庭・地域への 教育力向上の支援	◆ 家庭の教育力の向上を支援する 10	(33)子どもの読書活動の充実 (34)教育情報の発信 (35)家庭教育に関する講座等学習機会の充実	➔
	◆ 地域の教育力の向上を支援する 11	(36)学校と地域の連携 (37)人材の育成・活用 ◆(38)青少年団体および指導者への支援 ◆(39)サークル・団体活動への支援	➔
IV 生涯学習の振興	◆ 一人ひとりの主体的な学びを支援する 12	(40)学習機会の拡充 (41)身近な学習の場の整備 (42)学習情報提供、相談体制の充実 (43)区民との協働による図書館事業の推進	➔
	◆ 文化・芸術活動を振興する 13	◆(44)ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45)文化財の保護・活用と保存・継承 (46)魅力的な文化・芸術活動の推進	➔
V スポーツの推進	◆ スポーツ参加機会を拡充する 14	◆(47)生涯を通じた健康・体力づくりの推進 ◆(48)身近なスポーツ環境の整備	➔
	◆ スポーツ活動の充実を図る 15	◆(49)フォカルトレーニングセンターなど関係機関・団体との連携 ◆(50)パラリンピックへ向けた障害者スポーツの普及啓発	➔

重点施策に基づく具体的な推進計画

＜推進計画＞

◆1) サブファミリーによる特色ある教育の推進 2) きらきら0年生応援プロジェクト 3) 「子どもたちの育つ姿（家庭版）」の作成・配布 ◆4) 区立認定こども園の整備 ◆5) 子どもセンターへの移行促進 ◆6) 教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討 7) 小中一貫教育の推進 8) 「小中一貫教育カリキュラム」の活用 ◆9) 小中一貫校の検討

◆10) 学力向上サポートチームによる学習支援・つますきゼロプランの実施 11) 学力パワーアップ事業 ◆12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室 ◆13) 夢サポート事業 14) 言語活動の充実 15) 魅力ある学校図書館づくり事業 16) 学校図書館支援

17) 人権教育の充実 18) 道徳教育の充実 19) 自然体験活動の充実 20) 社会体験活動の充実 21) 北区社会福祉協議会との連携 ◆22) 北区いじめ防止条例の周知・徹底 23) 北区サポートチーム 24) いじめ相談ミニレター 25) Q-Uの実施

26) 体育・健康に関する指導の充実 27) 学校保健の充実 ◆28) 全小・中学校共通記録会 29) キッズアスレティックスの推進 30) 学校教育における食育の推進 ◆31) 「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト

32) 日本語適応指導教室 ◆33) 特別支援教育システムの充実 34) 保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援 ◆35) LD（学習障害）児への指導の充実 36) 副籍制度の推進 ◆37) 特別支援教室の推進 38) 不登校対策の充実 39) 学校と家庭の連携推進事業の充実 40) 新設部活動の支援 41) 部活動指導員への地域人材の活用

◆42) ふるさと北区への愛着を育む事業 43) 小・中学校と飛鳥山博物館の連携 44) 防災・安全教育の充実 45) 中学生地域防災力向上プロジェクト 46) 子ども防災プロジェクト 47) 科学環境スクール 48) 理科大好きプロジェクト 49) スーパーサイエンススクール 50) 理科教育備品の整備 51) CST・理科教育推進教師の活用 ◆52) 海育科（海洋教育）の推進 53) 情報教育の充実 54) 新聞大好きプロジェクト ◆55) 国際理解教育の推進 56) イングリッシュ・サマーキャンプ 57) 中学校生徒海外交流事業 58) 英語が使える北区人事業 59) 環境教育の充実 60) キャリア教育の充実

61) 指導力向上を目指した各種研修の充実 62) 教育アドバイザーの活用 63) 部活動指導者の育成 64) 校務支援システムの推進 65) 学校評議員等による学校評価の充実 66) コミュニティ・スクールの推進

67) 学校の改築 68) リフレッシュ改修工事の推進 69) 通学路等の防犯カメラの設置 70) トイレの洋式化 71) 特別教室への空調機導入 72) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 73) (仮称) 教育総合センターの設置 ◆74) (仮称) 子どもプラザの整備

75) 区立小学校の適正配置の推進 ◆76) ICTを活用した教育の充実 77) エコスクールの整備 78) 駅伝交流事業 79) 往還型教育実習 80) 教職実践演習 81) 大学図書館との連携

82) ブックスタート 83) ブックスタートフォローアップ 84) 3歳児絵本プレゼント 85) おはなし会等の充実 ◆86) 子育て情報支援サービスの充実 87) 教育広報紙「くおん」の発行 88) 子育て応援サイトの構築・運用 89) PTA活動支援 ◆90) 家庭教育力向上プログラム 91) 家庭教育学級

92) 地域交流活動支援 93) 学校公開講座 ◆94) 学校施設の多機能化 ◆95) 学校施設の地域開放 96) 学校支援ボランティア活動推進事業 97) 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進 98) 青少年委員活動の充実 ◆99) ティーンズ・センターへの移行促進 100) 青少年団体指導者講習会 101) ジュニアリーダー研修会 102) シニアリーダー研修会 103) 生涯学習講座支援事業 104) 社会教育団体への支援

105) 区民大学 106) あすか教室 107) ことぶき大学 108) 高齢者の学習支援の充実 109) 文化センターの充実 110) 飛鳥山博物館の利用促進 111) 子育て情報支援室保育事業 112) 生涯学習情報提供の充実 113) 学習相談体制の充実 114) 区民とともに歩む図書館委員会の運営 115) 北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

116) 北区の部屋事業 117) 文化財を活用したふるさと学習事業 118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 ◆119) 「史跡のまち・北区」のPR 120) 継承者の育成支援 121) 文化・スポーツ等優良児童生徒表彰 122) 北区文化振興財団との連携 123) 北区の文化・芸術に触れる事業の開催

124) 北区体育協会との連携 125) シルバースポーツウィーク事業 126) スポーツ推進委員活動の充実 ◆127) 総合型地域スポーツクラブの設立 128) (仮称) 赤羽体育館の建設 129) 桐ヶ丘体育館の改築 ◆130) 「ランニングステーション」機能の提供 ◆131) 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

◆132) 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト 133) トップアスリート直伝教室 134) 北区スポーツコンダクター事業の充実 ◆135) 2020チャレンジアカデミー（フェンシング） 136) 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業 137) 障害者スポーツ交流イベント 138) 障害者スポーツの理解促進事業 139) 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携 ◆140) 2020チャレンジアカデミー（車いすフェンシング）

(2) 点検及び評価シート

I 学校教育の充実	評価	掲載頁
2 きらきら0年生応援プロジェクト	A	18
4 区立認定こども園の整備	A	19
9 小中一貫校の検討	A	20
12 中学校スクラムサポート事業及び学力フォローアップ教室	A	21
16 学校図書館支援	A	22
37 特別支援教室の推進	B	23
58 英語が使える北区人事業	A	24
II 教育環境の向上	評価	掲載頁
67 学校の改築	B	26
68 リフレッシュ改修工事の推進	A	27
72 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	B	28
75 区立小学校の適正配置の推進	A	29
III 家庭・地域の教育力向上の支援	評価	掲載頁
95 学校施設の地域開放	B	31
96 学校支援ボランティア活動推進事業	B	32
IV 生涯学習の振興	評価	掲載頁
116 北区の部屋事業	A	34
117 文化財を活用したふるさと学習事業	A	35
119 「史跡のまち・北区」のPR	A	36

I 学校教育の充実

学校教育の使命は未来を担う人づくりです。まず、何よりも、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。北区の特色である学校ファミリーを基盤として、就学前教育とともに義務教育9年間を通じた小中一貫教育をさらに充実させ、学習での「つまずき」の解消を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって特色ある教育を推進します。

また、豊かな心の育成に向けて、人権教育や道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、北区いじめ防止条例を踏まえた、いじめの早期発見と解消に努め、その根絶を目指します。

食育や学校保健の充実を図るとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国子女、外国人児童・生徒、不登校児童・生徒等について、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。

グローバル化が進むこれからの時代をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成するために、子どもたちの語学力・コミュニケーション能力、幅広い視野、論理的思考力等の資質や能力を育みます。

【取組の方向】

- 1 「0歳からの育ち・学びを支える」
- 2 「確かな学力を保証する」
- 3 「豊かな心を育む」
- 4 「健やかな体を育てる」
- 5 「個に応じた教育を推進する」
- 6 「グローバル社会で活躍できる子どもを育てる」

- 取組の方向 1 0歳からの育ち・学びを支える
重点施策 2 就学前教育・保育の充実

事業名 きらきら0年生応援プロジェクト

《事業概要》

保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園及び保育園（認定こども園を含む。）の園児と小学生との交流事業を実施する。

また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催する。

《事業のねらい》

就学前児童の小学校への円滑な接続

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 保幼小交流事業		
① 交流事業	参加者 2,500 人以上	→ 延べ 2,530 人
② 交流給食	参加者 1,000 人以上	→ 延べ 1,237 人
(2) 担任研修会		
① 5 歳児・1 年生担任合同研修会	参加者 280 人以上	→ 延べ 311 人
② 4 歳児担任研修会	参加者 250 人以上	→ 延べ 243 人
③ 3 歳児担任研修会	参加者 100 人以上	→ 延べ 117 人
(3) コーディネーター派遣事業	17 園	→ 16 園
(4) 小学校入学前子育てセミナー	参加者 250 人	→ 約 250 人

※目標は、前年度実績以上とする。

評価理由】
各事業において、ほぼ前年度以上の対象者に参加してもらうことができたため。

【課題】
A 保幼小交流事業においては、保育園数が増えているのに対して、園児を受け入れる小学校数が減っているため、今後、小学校が希望する保育園等の園児全てを受け入れられないという事が懸念される。同日に2園を受け入れるなど、交流の方法を工夫していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

本事業は、北区の保幼小接続期教育の充実を図るため、平成 22 年度から実施している。今日に至るまでに、研修内容の充実、小学校入学前子育てセミナーの実施等、保育園等の保育者や保護者のニーズに応えられるように事業内容を適宜修正して実施できた。

今後も、保育士や保護者等のニーズを的確に把握することに努め、保幼小接続期の教育・保育の充実に寄与することができるよう事業を推進していく。

【教育振興部教育政策課】

- 取組の方向 1 0歳からの育ち・学びを支える
重点施策 2 就学前教育・保育の充実

事業名 区立認定こども園の整備

《事業概要》

少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、保護者の就労の有無に関わらず全ての子どもを対象に就学前教育を実施する認定こども園の設置を推進していく。

《事業のねらい》

全ての子どもを対象とした就学前教育の充実

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
北区中期計画（平成29年度～31年度）に基づき、区立さくらだこども園の運営状況等を検証するとともに、今後の区立認定こども園の設置について検討する。	さくらだこども園の検証を行い、今後のこども園の整備や運営に向けた課題などを整理する。	検証の結果、さくらだこども園の開設は一定の効果が得られたことが判明した。今後こども園を開設する際は、対象となる歳児、こども園の類型、設置場所などを考慮する必要があることを確認した。

評価 【評価理由】
目標を達成しているため、評価はAとする。

A 【課題】
区立さくらだこども園開設に向けて平成28年2月に取りまとめた「北区立認定こども園検討委員会報告書」では、今後の認定こども園の開設については、「すべての幼児を対象とした就学前教育・保育の拠点を目指して設置するため、王子・赤羽・滝野川の各地区に開設するなど地域バランスを考慮して配置することが望ましい」としており、王子地区以外での開設を検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

検証結果を踏まえ、今後の新たな区立認定こども園開設に向けて、既存の区立幼稚園の統合案や認定こども園の開設場所について、赤羽地区と滝野川地区のそれぞれについて検討・協議していく。

【教育振興部学校支援課】

事業名 小中一貫校の検討

《事業概要》

小中一貫校教育のさらなる向上を図るため、北区初となる小中一貫校である神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校を設置する。

《事業のねらい》

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の設置

《評価対象年度における目標と実績》

(目標)

平成30年3月に策定した「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」に基づき、3つの検討組織（学校経営検討委員会・カリキュラム検討委員会・新築基本計画等検討委員会）を設置し、開校に向けて、以下の検討を行う。

【学校経営検討委員会】

令和元年5月の校名決定に向けて、校名決定の方法等に決定する。

【カリキュラム検討委員会】

カリキュラムの検討を開始する。

【新築基本計画等検討委員会】

ブロックプランの策定

(実績)

学校経営検討委員会・カリキュラム検討委員会・新築基本計画等検討委員会を設置した。

【学校経営検討委員会】

→ 学校経営検討委員会を、2回開催し、「校名・校歌・校章部会」及び「学校運営部会」を設置した。「校名・校歌・校章部会」では、平成31年3月に神谷中学校、神谷小学校及び稲田小学校の児童生徒等にアンケートを実施した。

【カリキュラム検討委員会】

カリキュラムの検討を開始した。

【新築基本計画等検討委員会】

平成31年2月に、ブロックプランを策定した。

評

価

【評価理由】

年度当初の目標通りに、各検討委員会を運営することができたため。

【課題】

A

既存の小学校と中学校を統合するため、学校経営（教職員体制・PTA活動・地域との連携の在り方等）、教育内容（学年段階の区切り・教科担任制の在り方等）及び施設整備について、学校関係者及び町会・自治会等の関係者と協力しながら取り組む必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和元年度以降は、各委員会において、さらに開校に向けた諸課題に対する検討を進めていく。検討を進めるにあたり、「カリキュラム検討委員会」、「新築基本計画等検討委員会」、「学校経営検討委員会」で検討した内容は、各検討委員会で情報の共有化を図りながら進めていく。

【教育振興部教育政策課】

取組の方向 2 確かな学力を保証する

重点施策 4 基礎的な知識及び技能の確実な定着

事業名 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室

《事業概要》

中学校スクラム・サポート事業：「数学」専任の教育アドバイザーが、区内数学専科の教員への巡回指導を実施する。併せて、全12校に家庭学習アドバイザーを配置、希望する生徒の「数学」及び「英語」の家庭学習を支援する。

学力フォローアップ教室：小学校3・4年生（平成30年度より、5・6年生を対象を拡大、モデル実施中）を対象に、週一回放課後に外部指導員による補修教室を実施する。

《事業のねらい》

中学校スクラム・サポート事業：各学校での授業改善を図り、授業力向上を推進する。また、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上を目指す。

学力フォローアップ教室：学習のつまずきを解消することにより、小学校で習得すべき学力は小学校のうちに身に付けられるようにする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
中学校スクラム・サポート教室		
教育アドバイザー巡回指導	3人×2回×12校 (72回)	→ 99回
スクラム参加生徒数	30人×12校×2期 (720人)	→ 1,284人
学力フォローアップ教室参加児童数	10人×35校 +10人×12校 (470人)	→ 3年：333人 4年：281人 5年：76人 6年：72人

評 価	【評価理由】
	どの児童・生徒にも学習の機会が与えられていることから、学習保証という観点において、本事業は効率的である。
A	【課題】
	学力フォローアップ教室において、外部指導員の確保が難しい。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

中学校スクラム・サポート事業の家庭学習アドバイザーの活用は有効であるため、令和元年度より「理科」を新設、3校にてモデル配置した。今後、効果について検討を重ねていく。

学力フォローアップ教室については、小学校5・6年生での実施校を現行12校から24校へ拡大。効果的な実施について検証していく。

【教育振興部教育指導課】

取組の方向 2 確かな学力を保障する

重点施策 6 学校図書館の充実による読書活動の推進

事業名 学校図書館支援（魅力ある学校図書館づくり事業）

《事業概要》

中央図書館では、学校図書館システムの運営により、学校図書の貸出、返却、蔵書管理が円滑に行われるようにしている。

また、平成30年度から全区立小中学校に配置された学校図書館指導員と連携・協力をし、書架整理など図書館整備を進め、図書館利用を推進し、読書活動の推進を行っている。

学校からの貸出希望が多いテーマの図書を「物語パック」、「テーマ別」などに区分し「学校パック」として提供を行っている。

《事業のねらい》

学校図書館を支援することで、学校における図書利用を推進し、学力向上に役立て、あわせて読書活動の推進を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

(平成30年度)	(目標)	(実績)
学校パック貸出	送付数 800パック以上	→ 822パック
学校でのボランティアによる読み聞かせ	実施件数 700件以上	→ 651件
中学生職場体験学習の受入	受入校 12校（全校）	→ 12校（全校）

評価 【評価理由】
全区立小中学校に配置された学校図書館指導員と連携・協力をしながら、学校図書館の整備や学校図書の利活用、学習支援が進んでいる。

A 【課題】
学校図書館指導員が全小中学校に配置されたとはいえ、その多くは週一日の配置のため、さらなる学力向上や読書活動推進につなげていくために配置日数の増加が望まれる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

平成30年度に学校図書館指導員が全校配置となったので、学校図書館システムの運営も円滑になされるようになり、学校図書館の整備が進み、読書活動の推進も行われるようになった。

今後は、さらに学校図書館指導員と連携協力を行い、学校図書資料の利用や団体貸出の促進を行って、さらなる読書活動の推進を図っていく。

【教育振興部中央図書館】

事業名 特別支援教室の推進

《事業概要》

通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童・生徒を対象として、担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた専門的な指導を児童・生徒が在籍する学校に設置された特別支援教室で行う。さらに、巡回指導を通じて障害による課題を改善・克服していくことを目標としている。

※平成30年度 小学校35校で実施（巡回拠点校8校、巡回校27校）

《事業のねらい》

障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服されること

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
(1)課題解決で退級となった児童人数	100人以上	→	70人
(2)特別支援教室(小学校)での支援率	3.0%	→	4.3%

評価 【評価理由】

事業目標の7割の達成であったため、評価はBとする。

【課題】

B

学校での本事業への取り組みが進み、対象児童数の増加傾向が続き、支援率も高まっているが、より効果的な指導内容や方法等の工夫によって課題を改善・克服し、在籍学級の中で学び、生活できるように取り組んでいく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

特別支援教室での取り組みの中で、対象児童の学習上または生活上の困難さ等の課題を改善・克服していくことが求められている。

小学校における巡回指導では、在籍学級との連携を図るため「連携型個別指導計画」を作成し、在籍学級や家庭と連携した系統的な指導・支援に取り組んでいる。

また、令和元年度より中学校全校に特別支援教室での巡回指導を実施する。中学校では、小学校からの継続的指導や進路・進学に向けた指導を計画的に進めていく必要がある。

特別支援教室での巡回指導が効果的に実施され、学習面や生活面での課題の改善や克服を目標に、①巡回指導を行う教員の専門性の確保、②巡回指導を行う教員を育成していくための研修体制の整備、③在籍学級担任等との連携や指導をより進めるための連携型個別指導計画の作成と活用の取り組み等を進めていく。

特別支援教室における巡回指導について、北区の特別支援教育が目指す小・中学校におけるインクルーシブ教育を推進する中で、通常の学級での学習や適応を支援するシステムの一つとして、より有効に機能していくように取り組んでいく。

【教育振興部教育総合相談センター】

取組の方向 6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる
重点施策 20 国際理解教育の推進

事業名 英語が使える北区人事業

《事業概要》

小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置する。
外国語教育アドバイザーによる全校指導訪問を行う。
また、英語検定料補助を中学3年生に対し行う。

《事業のねらい》

児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、コミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
外国語指導助手（ALT）配置時間		
小1～4	20時間	20時間
小5・6	35時間	35時間
中1・2	35時間	35時間
中3	25時間	25時間
英語検定公費受験率	60%超	56.4%

評 価	【評価理由】 外国語指導助手（ALT）配置時間について、目標値を達成しているため。
	A 【課題】 新学習指導要領の本格実施に向けて、カリキュラム等の策定を行う必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

英語検定料補助については、対象を小6に拡大して継続していく。
新学習指導要領の本格実施に向けて、カリキュラム策定委員会での審議、今後の方向性について検証していく。

【教育振興部教育指導課】

Ⅱ 教育環境の向上

ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の資質や能力の向上が緊急の課題です。各種研修の充実と教育アドバイザーによる訪問指導の充実を図ります。また、体罰の根絶を目指し、部活動指導におけるコーチング手法の導入や、教員の指導力の向上に努めます。

児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるよう、老朽化した学校施設の改修・改築をはじめ、トイレの洋式化や特別教室への空調機の設置、防犯カメラの設置などを計画的に進めます。

教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用を充実を図ります。

子どもたちに豊かな教育環境を整備するために、区立小学校の適正配置やICT学習機器の整備、さらには地球環境に配慮した学校施設整備を進めます。また、高校や大学との連携による学校教育の充実に努めます。

【取組の方法】

- 7 「学校の教育力・経営力を高める」
- 8 「安全・安心な教育環境を整備する」
- 9 「豊かな教育環境を整備する」

事業名 学校の改築

《事業概要》

改築対象校については、①中学校優先の教育環境の充実②昭和30年代建築の小学校③地域バランスの配慮④小中一貫教育の一層の推進等を考慮して選定する。

なお、改築する際は、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、時代の進展や社会の変化に対応した「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設として整備する。

《事業のねらい》

「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、すべての区立学校に通う児童・生徒が改築校で学習できる環境を早期に整備する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
【平成30年度実績】		
1 稲付中学校改築事業	新築工事、竣工	→ 新築工事、竣工
2 田端中学校改築事業	新築工事、竣工	→ 新築工事、竣工
3 浮間中学校改築事業	新築工事	→ 新築工事
4 王子第一小学校改築事業	実施設計、仮移転、解体、新築工事	→ 実施設計、仮移転、解体
5 西が丘小学校改築事業	基本設計	→ 基本設計
6 施設一体型小中一貫校改築事業	基本設計	→ 基本設計

評 価	【評価理由】
	各事業目標を概ね達成することができたため、評価はBとする。
B	【課題】
	王子第一小学校の改築事業については、数度の入札に際して、業者が決まらず、工事開始時期の変更をした。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

平成30年6月に学校施設整備方針・長寿命化計画検討委員会を設置して、現行の改築改修計画を包括した「(仮称)北区立小・中学校長寿命化改築・改修計画」の策定(令和2年3月予定)に取り組んでいる。

【教育振興部学校改築施設管理課】

取組の方向 8 安全・安心な教育環境を整備する
 重点施策 25 学校改築・リフレッシュ改修の実施

事業名 リフレッシュ改修工事の推進

《事業概要》

当面改築に至らない昭和40年以降に建築された小学校を対象に、建築後又は従前の大規模改修後25～30年の経過を目安に、学校施設の長寿命化と教育環境の充実を図るため、大規模な改修工事（リフレッシュ改修）を計画的に実施する。

《事業のねらい》

学校施設の長寿命化と教育環境の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

【リフレッシュ改修工事】	(目標)	(実績)
1 滝野川第二小学校リフレッシュ改修工事	2期工事	→ 2期工事完了
2 堀船小学校リフレッシュ改修工事	1期工事	→ 1期工事完了
3 浮間小学校リフレッシュ改修工事	1期工事	→ 1期工事完了
4 滝野川小学校リフレッシュ改修工事	1期実施設計	→ 1期実施設計完了

評価	【評価理由】
	各事業目標を達成することができたため、評価はAとする。
A	【課題】
	予防保全の観点から計画的に施設の大規模な改修を行い、良好な状態で学校施設が引き続き使用できるよう計画的かつ効率的な事業の推進を図っていかねばならない。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

平成30年6月に学校施設整備方針・長寿命化計画検討委員会を設置して、現行の改築改修計画を包括した「(仮称)北区立小・中学校長寿命化改築・改修計画」の策定(令和2年3月予定)に取り組んでいる。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

《事業概要》

小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の心の問題、悩みに対して、臨床心理の専門的立場から児童・生徒への相談・助言、教職員への助言・相談・協議、保護者や関係機関との連携等を担っている。

また、スクールソーシャルワーカーは、学校や家庭で悩みを抱えている児童・生徒やその取り巻く周りの環境を整える役割を担い、学校と家庭を中心として、児童相談所や医療機関、区の福祉部署等と連携を図り、生活面・経済面等の課題の解決に向けて働きかけていくために配置している。

《事業のねらい》

児童・生徒の心の問題や悩みに関する相談支援や取り巻く家庭環境への支援、社会資源との連携等を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1)スクールカウンセラー事業		
一人当たりの月間の相談件数		
① 小学校	200 件	→ 212 件
② 中学校	50 件	→ 58 件
(2)スクールソーシャルワーカー事業		
年間の相談終結の割合	35%(過去5年間平均)	→ 10%

評 価	【評価理由】
	スクールカウンセラー事業は目標を達成しているが、スクールソーシャルワーカー事業は達成に至っていないため、評価はBとする。
B	【課題】
	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーそれぞれへの相談件数は伸びているが、相談の解決や終結まで至るのに時間がかかる案件が増えている。今後も、児童・生徒から相談しやすい働きかけと共に、解決に向けて学校や家庭との連携を強化していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

児童・生徒のいじめや不登校問題のみならず、友人関係、親子関係、学習関係に起因する問題や、さらに心身に起因する問題行動、貧困化の問題等の多岐にわたる様々な相談内容への対応に取り組んできた。

さらに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学校との連携や教員との情報を共有し、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験または社会資源との関わりをもちながら、今後とも課題解決に向けて取り組んでいく。また、質の高い人材を確保すると共に、研修や育成体制を整えていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

事業名 区立小学校の適正配置の推進

《事業概要》

少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を踏まえ、「東京都北区立学校適正配置計画」を策定した。この計画に基づき、ブロック毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進している。

《事業のねらい》

学校規模の適正化・適正配置

《評価対象年度における目標と実績》

(適正配置を推進したサブファミリーブロック)	(目標)	(実績)
<p>・十条富士見中学校サブファミリーブロック</p>	<p>適正配置の推進</p>	<p>平成28年6月から設置された十条富士見中学校サブファミリーブロックについては、小学校適正配置検討協議会での合意を基に、平成31年2月に適正配置方針を決定した。</p>

<p>評価</p>	<p>【評価理由】 十条富士見中学校サブファミリーブロックについて、適正配置方針を決定したため、評価はAとする。</p> <p>【課題】 A 統合新校開設に向けた協議においては、関係者の意見を十分尊重するとともに、協議内容について、幅広く周知を行い、情報共有に努めることが必要である。</p>
-----------	--

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

今後の適正配置については、人口動向の把握に努め、将来の少子化の進展や、地域開発動向を踏まえて適正に対応していく。十条富士見中学校サブファミリーブロックについては、適正配置方針に基づき、令和3年4月の荒川小学校・十条台小学校の円滑な統合新校開設に向け、協議を進めていく。

【教育環境調整担当部学校適正配置担当課】

Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等を背景として、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となっています。

ことに、家庭における生活習慣の確立は、子どもたちの成長に大きく影響することから、乳幼児の段階での家庭への働きかけを充実させることが大変重要です。ブックスタート事業をはじめ乳幼児家庭を対象とした事業の充実を図ります。また、生活習慣形成のための新たな事業をスタートさせます。さらに、PTA活動や家庭教育学級の充実を図るとともに、相談体制や家庭の支援に関連する事業間の連携を強化していきます。

学校と地域との連携を強化するため、学校支援地域本部事業を核として、学校支援活動の一体的な推進を図るとともに、青少年委員やスポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

放課後子ども総合プランの全小学校での実施を計画的に進めるとともに、地域の人材の協力を得て、内容の充実に努めます。

【取組の方向】

- 10 「家庭の教育力の向上を支援する」
- 11 「地域の教育力の向上を支援する」

事業名 学校施設の地域開放

《事業概要》

区立小・中学校の体育館・教室・校庭などを他の事業で使用するものを除き、学校教育に支障のない範囲で貸出を行う。

《事業のねらい》

地域に学校施設を開放することにより、スポーツや文化活動の場を拡充することを目的とする。また、制度面では貸し出し方法の見直しや手続の簡素化を行い、利便性の向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 地域開放の推進	<ul style="list-style-type: none"> 田端中学校の地区体育館整備 稲付中学校の校庭夜間開放及び地区体育館整備 	<ul style="list-style-type: none"> 開放体制の確立 開放体制の確立
(2) 制度の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 施設予約システム(CULTOS)の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 施設予約システム(CULTOS)の改修

評価 【評価理由】

田端中学校、稲付中学校については予定通り開放できた。ただし以下の課題も残っているため評価はBとする。

【課題】

B

・学校施設の地域開放を推進するためには、学校の負担を軽減し、学校が安心をして地域に開放できるような施設管理のハード、ソフト両面での条件整備が必要であるが、現状は十分に整備されているとは言えない

・令和2年4月より浮間中学校複合施設において、校庭夜間開放制度を導入するため、条件整備等に取り組んでいる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

今後も地域開放が進むよう条件整備に取り組み、学校にさらなる理解と協力を働きかけ、開放部屋数の拡大に努めていく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

事業名 学校支援ボランティア活動推進事業

《事業概要》

区立小・中学校全校でスクールコーディネーターが橋渡し役となり、学校のニーズとボランティアの活動を繋げて、子どもたちの教育活動に地域の力が生かせる取組を行っている。

《事業のねらい》

様々な知識、技能、経験をもつ地域の人々が学校支援ボランティアとして学校における学習支援活動、安全確保、環境整備等多くの分野で活躍できるようにする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) ボランティア活動の推進	スクールコーディネーター同士の各校における取組事例の共有化	スクールコーディネーター役員会の開催(5回)
(2) スクールコーディネーター活動の周知	①学校への情報提供 ②教職員への情報提供 ③広報誌の作成・配布	①校舎長会で報告 ②教職員研修会の場を利用した事例発表 ③広報誌の作成・配布
(3) スクールコーディネーターの資質向上	研修会実施(3回)	研修会実施(3回) 3地区で交流会開催

評

価

【評価理由】

概ね順調に実施されているため、評価はBとする。

【課題】

B スクールコーディネーターの活動やボランティア活動が、より円滑に進められるような環境整備のため、学校や地域へ働きかける必要がある。そのため、引き続き、コーディネーター同士の情報交換の機会や、事業に関する学校・地域への広報活動を充実していくことが重要である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

学校支援ボランティア活動の事業周知に努め、学校関係者や地域への理解を深めていくとともに、学校からのニーズを掘り起こし、スクールコーディネーターの育成や地域のボランティア等人材の確保にさらに努めていく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

IV 生涯学習の振興

区民一人ひとりが、自己を磨き、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。特に、23区の中で最も高齢化率の高い北区では、高齢者を対象とした施策の充実を図る必要があります。

区民の主体的な学びを支援するために、学習機会の充実を図るとともに、身近な学習の場の整備、学習情報の提供や相談体制の充実を進めます。

図書館は、生涯学習を支える主要な施設であり、区民との協働により、区民のニーズに見合った事業の推進に努めるとともに、ボランティアの育成と高齢者サービスの向上に努めます。

また、学習の成果を地域に生かし、還元する、生涯を通じた学びのつながりをつくる「教育循環型社会」の構築を図ります。

グローバル化が進み、世界の様々な文化との出会いが日常化していく中で、ふるさと北区の魅力を発信し、北区への愛着を深める事業の推進が求められています。北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要です。

また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供していきます。

【取組の方向】

12 「一人ひとりの主体的な学びを支援する」

13 「文化・芸術活動を振興する」

取組の方向 3 文化・芸術活動を振興する

重点施策 4 ふるさと北区への愛着を深める事業の推進

事業名 北区の部屋事業

《事業概要》

中央図書館「北区の部屋」では「北区のことなら何でもわかる」をコンセプトに、北区に関する資料を収集・公開している。北区の地域資料を専門に扱う地域資料専門員（非常勤）2名を配置し、北区の歴史に関する刊行物の発行・有償頒布、講座・講演会の開催、出張講座の実施、北区に関する図書・パネルの展示、北区に関するレファレンス及び取材への対応、地域資料のデジタル化を行うほか、「北区図書館活動区民の会」との協働により、講演会、ワークショップ等を実施している。

《事業のねらい》

北区の歴史や北区に関する情報を提供し、区民の北区への理解と関心を深める。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①刊行物の発行 『TOKYO 北区のKITA みち』 『北区こぼればなし2』	新規発行2点	新規発行2点
②書店での有償頒布開始	書店販売数 624 冊	書店販売数 1,765 冊 (頒布総数 3,405 冊)
③講座・講演会の開催	開催回数延べ 24 回	開催回数延べ 24 回(参加者数 750 人)
④区民の会との協働による事業実施	実施回数 3 回(③内数)	実施回数 3 回 (③内数)

評価 【評価理由】北区の部屋については各方面に周知され多く利用されており、ふるさと北区の定着に貢献しているほか、北区について内外に周知するための役割を果たしている。また、区民の会との協働により図書館から区民へ、区民から区民へといった知識の継承と、地域コミュニティの創出にも貢献している。

A

【課題】地域資料については収集・保存を主眼としており廃棄を実施しないため、資料の恒久的な保存のためのスペース確保が課題となる。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

刊行物のうち、『北区の歴史はじめの一步』については、初版刊行から9年が経過しており、この間新たな歴史的事実の判明や刊行当時とは事情の異なる内容も生じている。このため、令和元年度より全7巻について順次、改訂版を作成・発行していく。

【教育振興部中央図書館】

事業名 文化財を活用したふるさと学習事業

《事業概要》

区指定文化財である茅葺き屋根の古民家「ふるさと農家体験館」では、区民との協働により、節分・豆まきなどを地域に伝わる年中行事の再現や竹とんぼづくりなどの工作教室等、様々な体験事業を通して地域の歴史や文化に触れるふるさと学習を推進している。

《事業のねらい》

区指定文化財である古民家の保護を図りながら、区民の参画による地域文化の体験学習等を実施することで、歴史や民俗への理解が深まり、地域文化の振興・発展が図られる。区民自らにより、次世代への継承に応える学習機会の拡充がなされ、文化郷土意識が高揚する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
講座の開催	開催回数 33回	→ 38回
	参加人数 2,000人以上	→ 2,667人

評 価	【評価理由】
	各事業目標を達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】
	開設から10年を経過し、講座開催を委託している区民のボランティア団体である「北区ふるさと農家体験館運営協議会」の会員の高齢化、固定化が課題となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

施設の管理・運営の一部を北区ふるさと農家体験館運営協議会に委託し、区民との協働のもとに事業を行っている。21年度から協議会への委託業務に日常管理業務を加え、専従職員を雇用して、主体性・自立性の向上を進めている。

区指定文化財の旧松澤家住宅である体験館の保存・活用を、区民との協働により、より良く行っていくために運営協議会との協議・情報共有を十分に行うとともに、協議会組織の機能向上に協力していくことが必要である。

【教育振興部飛鳥山博物館】

事業名 「史跡のまち・北区」のPR

《事業概要》

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡中里貝塚、西ヶ原一里塚などの史跡も多く存在する。

中里貝塚は平成8年に大規模調査が実施され、その内容が特筆されることから平成12年に国史跡に指定された。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。そのために平成29年度に史跡の本質的価値と構成要素を明確化した「総括報告書」がまとめられた。平成30年度はこれに基づき保存活用計画策定に向け、関係諸機関との調整・協議を行った。

また、平成30年度は史跡や文化財を紹介する「飛鳥山歴史探検隊」や「文化財めぐり」等の講座事業を12講座実施し、合計569名の方々が参加された。

《事業のねらい》

現地を訪れることで、史跡や文化財の理解を深め、PRへとつなげる。

中里貝塚を適切に保存し、活用される史跡とする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
北区の史跡や文化財を紹介する講座事業の数と参加者数	講座数 10 講座以上 参加者数は各講座の定員の80%以上	12 講座実施 参加者数 569 名 (定員合計 665 名) 受講率 85.6%

評 価	【評価理由】 実施講座数、各講座の定員数合計に対する参加者数合計にみる受講者率は85.6%であり、目標を概ね達成しているため、評価はAとする。
	【課題】 多くの講座で定員を上回る応募者があるが、当選となった人が欠席することによる受講者率の減少への対応が課題である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区内の史跡や文化財説明板等にQRコードを設置し、現地で史跡に関する画像や説明を見られるようにし、史跡をより実感できるようにする。

中里貝塚においては、総括報告書に基づいた保存活用計画を策定し、適切に保存し、活用される史跡とする。

【教育振興部飛鳥山博物館】

(3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書に対する意見

東京福祉大学教授 山本 豊

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書（以下「報告書」という。）を拝読した結果、標記の件について、地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律第26条第2項に基づき所見を述べる。

総論

評価事業対象の評価方法が数年にわたり改善工夫がなされていることは喜ばしいことである。適切な評価は事業の適正執行に欠かせないものであるからである。しかしまだ、改善工夫すべきことがある。それは、目標を数値で表した場合には、その数値の根拠が明らかでなければならない。なぜならば、根拠がはっきりしない目標は、目標値を低く見積もることによって実績を上げ、評価をAとすることが可能となるからである。目標設定者にはそのような意図はなくとも結果として評価が甘くなるおそれがある。

紙面や字数の関係上、多くの事業で目標数値の根拠を示すことが出来なかったと思うが、改善工夫すべき点である。

根拠ある数値目標とそれに応じた実績そして適切な評価は、次年度以降の事業の充実には欠かせないものである。

目標に関して各事業の評価のあり方について、以下の各論で述べる。

各論

I 学校教育の充実

事業名 きらきら0年生応援プロジェクト（区立認定こども園）【P18】

目標となる数値が前年度実績以上とあるが、前年度の実績を上回る数が目標となるのか、疑問である。例えば担任研修会には、どれだけの参加率があれば実施者として、また受講者側として効果をあげられるものかを想定しての数値であろうか（勤務の関係で全員参加は難しく、代表者による伝達講習を考えた場合でも）。

北区では、平成20年度に「北区就学前教育保育検討委員会」が実施されている。それを受けて平成22年度から保幼少接続期教育の充実を図るため、適宜修正を加え

て実施されている事業であるが、区立認定こども園の整備・充実を考えたなら抜本的な改善策を検討する時期に来ているものと思われる。

高齢化率の高い北区においては、子育て世代にとって魅力ある施設の充実は喫緊の課題である。

事業名 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室 【P21】

目標となる参加生徒・児童の数値が学校規模に関係なく一律であることに疑問を感じる。本来、中学校で対象となる生徒は、一定の学力以下や家庭での学習が困難な者ということになろう。同様に小学校でも一定の学習の躓きのある児童が対象となろう。一定のという意味は、指導者の人数と対応できる児童生徒の数がどの程度であるかによって基準が異なるということである。

一般論で言えば、200人程度の学校と600人程度の学校では対象となる人数は異なるはずである。目標（目標という言い方も問題であるが）数値を一律に30人や10人とすることは、学習保障という点からも疑問である。

学習保障という点での評価は、学習習得状況や家庭学習が身についたかなどを判断することである。習得状況などを日頃の指導者に何らかの方法で記録させることが望まれる。

事業名 学校図書館支援（魅力ある学校図書館づくり事業） 【P22】

以下の内容は、表記の事業に関することではないが魅力ある学校図書館づくりに関係するので述べる。12学級以上の学校には司書教諭を配置することになっている。これは教諭等の人事異動の際に司書教諭の資格を有している教員を配置することによって条件を満たしているが、司書教諭の免許を有している教員に図書館業務を兼務させることは勤務状況からして難しい。そこで、学校図書館法はその第6条に学校司書の配置を努力義務としている。本区では、区立の小中学校の全てに学校図書館指導員が配置されたことは望ましいことであるが、今後は学校司書の配置を視野に置く必要がある。

学校図書館の充実は、自己教育力の育成に欠かせないとして司書教諭や学校司書の配置などが進められてきた。他区の状況なども勘案しながら本区での学校司書の配置を見守りたい。

事業名 特別支援教育の推進 【P23】

教育においても効果を求めることは大切である。なぜならば、教育活動は意図的・計画的に行われ、目標達成の為に行われるものだからである。

目標100人以上という数値は現在の特別支援教育において児童生徒の中で障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服される可能性をどの程度であると考えてのものであろうか。冒頭に述べたように教育効果を上げることは確かに大切である。しかし、今日の特別支援教室の対象者を考慮したときに障害による学習上又は生活上

の困難がある者が退級という措置によって実績が上がったと考えることは必ずしも妥当と思われない。

いずれにしても、長年の課題であるが、教員の専門性の確保と研修体制の整備を充実させ、一人一人の子どものニーズに応じた特別支援教育の実施が望まれる。

事業名 英語が使える北区人事業 【P 2 4】

ALT の配置時間の目標と実績は、学校の教育課程に基づいて行われているものであり、特段の事由がなければ、目標と実績に齟齬は生じるものでなく、評価の対象とするものの意味は薄い。評価すべきは、英語検定公費受験率と検定試験の合格状況である。費用対効果はこの2点によって評価されるものである。

II 教育環境の向上

事業名 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 【P 2 8】

一人当たりの相談件数が、目標として掲げられているが、最低限の業務としてこれくらいはやるようにということであろうか。本来、応談は必要に応じて行うものである。ただ、必要としているものが相談できるようにすることはカウンセラーの役割である。そのためには、校長の指導の下、カウンセラーだよりの発行や相談室の充実などにも力を入れるべきである。

スクールソーシャルワーカーの相談終結の割合は、特別支援教室の推進で述べたところと同じようなことが言える。今日の家庭状況を勘案したときに福祉的な観点も視野に入れた課題解決は早期には難しいことは評価理由で述べてあるとおりである。ただ、スクールソーシャルワーカーの役割は様々な機関や人材との連携を図りながら課題解決に向けてのコーディネーターでもある。この動きを実績として評価する手立てを求めたい。

III 家庭・地域の教育力向上の支援

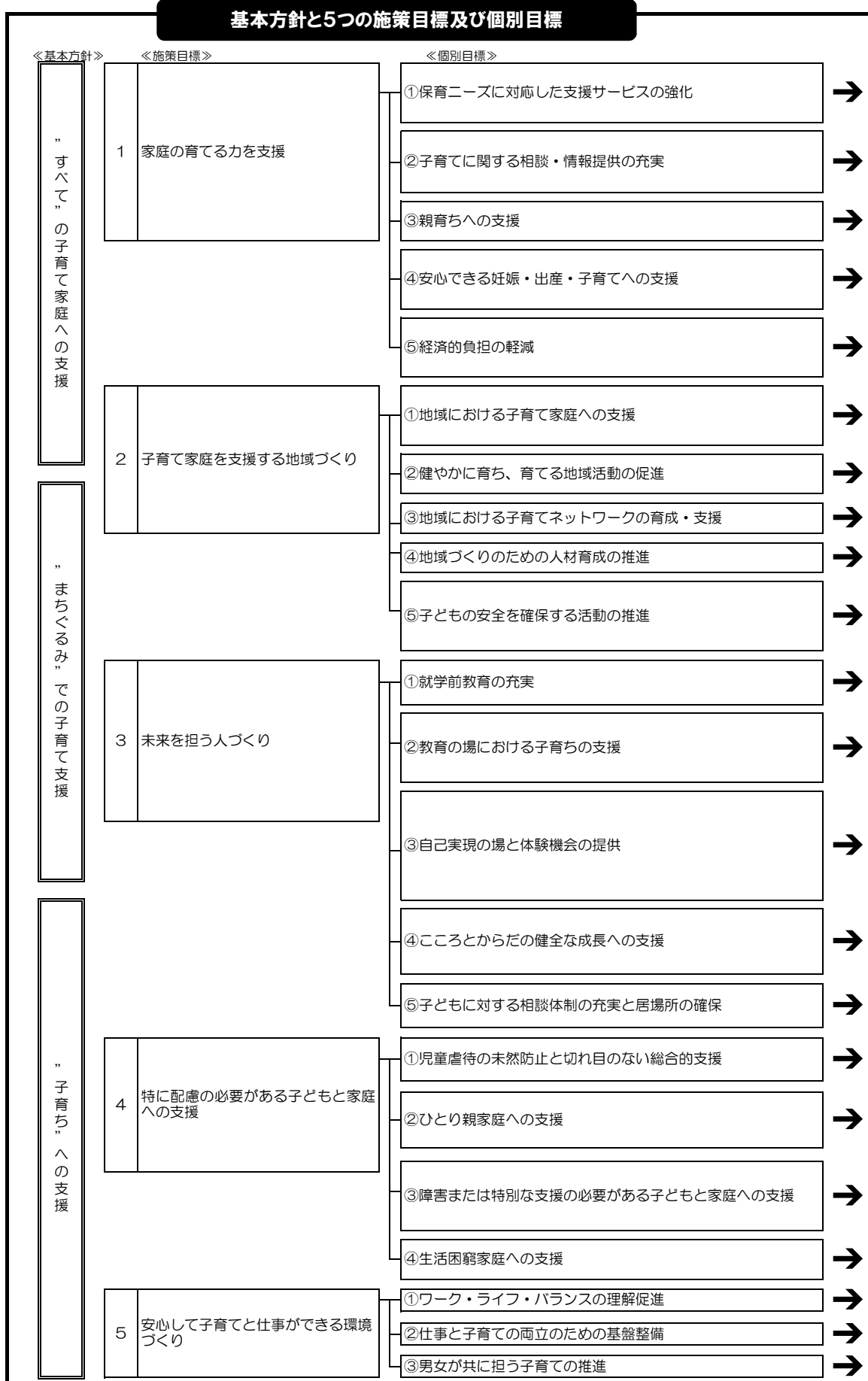
事業名 学校支援ボランティア活動推進事業 【P 3 2】

(1)～(3)の目標は、具体性に欠け、結果として行ったことが実績になっており、目標とは達成すべき結果であるとの意味からはいかがかと思われる。そのことは、評価理由とも関係し、12ページの評価の内容を基に付け合わせてもAでもBでも可能と思える評価となっている。

4 「北区子ども・子育て支援計画2015」

(1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち



【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な計画事業

＜計画事業＞

1) 保育所待機児童解消 2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 3) 私立幼稚園の預かり保育 4) 子どもショートステイ事業 5) 子どもトワイライトステイ事業 6) 認可保育園 7) 認証保育所 8) 家庭福祉員 9) 定期利用保育施設 10) 小規模保育所 11) 一時保育事業 12) 緊急保育事業 13) 延長保育事業 14) 休日保育事業 15) 年末保育事業 16) 夜間保育 17) 病児・病後児保育（施設型） 18) 病児・病後児保育（居宅訪問型） 19) 福祉サービス第三者評価の実施

1) 子育て相談事業 2) (仮称)子どもプラザの検討 3) 利用者支援事業 4) 子育てガイドブック、子育てマップの発行 5) 「きたくようちえん」の発行 6) 「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7) 子育て福袋の配付 8) 子育て支援情報配信メール 9) 子育て応援サイトの充実 10) 保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供 11) 子ども家庭支援センター事業 12) 教育相談所の運営

1) ママパパ学級・パパになるための半日コース 2) リフレッシュタイム 3) 親育ちサポート事業 4) ママ応援プロジェクト 5) 新人お母さん・お父さんの保育見学 6) 家庭教育学級

1) 未熟児養育医療助成 2) 妊産婦健康診査 3) 里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成 4) 妊婦高血圧症候群等医療費助成 5) 妊婦歯科健康診査 6) 妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 7) 産前産後セルフケア講座 8) マタニティクッキング 9) 特別育児相談事業（ひよんひよんカンガルーの会、ツインズ・イン・北区） 10) 安心ママヘルパー事業 11) 相談カード(妊婦用)の配布

1) 児童手当の支給 2) 子ども医療費助成 3) 外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金 4) 私立幼稚園等入園祝金交付事業 5) 私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業 6) 私立幼稚園等就園奨励費補助事業 7) 認証保育所等保育料補助事業 8) ファミリー世帯転居費用助成 9) 親元近居助成 10) 三世代住宅建設助成 11) 奨学資金の貸付 12) 就学援助

1) 子育てひろば事業 2) 児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動 3) 子育てアドバイザー活動 4) みんなでお祝い輝きバースデー事業 5) 2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会 6) 赤ちゃん休けい室の整備 7) 子育てにっこりパスポート事業 8) 幼稚園・保育園における地域子育て支援活動 9) 保育園における地域交流活動事業 10) ファミリー・サポート・センター事業 11) 家庭教育力向上プログラム 12) 子育て情報支援室保育事業

1) 協働による地域づくりの推進 2) プレーパーク事業 3) 青少年地区委員会活動 4) 地域環境づくり推進活動 5) 地域育て合い事業 6) 昔遊びや伝統的な文化の継承活動 7) 高齢者参画による世代間交流 8) 学校支援ボランティア活動推進事業 9) 道徳授業地区公開講座の実施 10) 図書館における協働の推進

1) 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業 2) 青少年地区協議会の開催

1) 青少年地区委員会委員研修 2) 子育てアドバイザー研修 3) 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修 4) PTA支援事業

1) 子ども見守りネットワークの構築 2) 安全・安心情報配信メール 3) 『子ども安全手帳』の配付 4) 小学生への防犯ブザー配付 5) 子ども防犯教室 6) 不審者対応訓練 7) 乳幼児の事故予防の意識啓発 8) 地域ふれあいパトロール事業 9) 環境浄化運動 10) 青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働 11) 非常通報装置「学校110番」の整備・維持管理 12) 安心安全な給食の実施 13) 給食における食物アレルギー対応 14) 交通安全教室の開催 15) ランドセルカバーの着用 16) 自転車安全運転免許証制度の推進 17) セーフティ教室等の開催 18) 防犯カメラの設置 19) 子ども安全対策協議会 20) こども110番 21) 通学路の交通安全対策

1) 私立幼稚園協会への補助 2) 幼稚園の教育活動の充実 3) 保育園職員等専門研修 4) きらきら0年生応援プロジェクト 5) 区立認定こども園の開設 6) こども図書館の整備・運営 7) 読み聞かせや読書活動の支援の実施 8) ブックスター 9) ブックスターフォローアップ 10) 3歳児絵本プレゼント

1) 大学機能との連携の推進 2) リサイクルの啓発 3) 北区学校ファミリー構想の推進 4) 北区小中一貫教育の推進 5) (仮称)教育総合センターの設置 6) 理科大好きプロジェクト 7) 学校の改築 8) 学校のリフレッシュ改修 9) トイレの様式化 10) 図書室等特別教室の空調機導入 11) エコスクール整備事業 12) イングリッシュサマーキャンプ事業 13) 新聞大好きプロジェクト 14) ALTの配置 15) 学力パワーアップ事業 16) 中学校スクラム・サポート事業 17) 夢サポート教室 18) 学力フォローアップ教室 19) 総合的な学習活動の推進 20) 道徳副読本の配付 21) 魅力ある学校図書館づくり事業 22) 情報教育に関する研修会の実施

1) 中学生モニター・高校生モニター 2) 小学生との区政を話し合う会 3) 中学生防災学校 4) 地域防災リーダー育成・中学生編 5) 親子ふるさと体験事業 6) 都会っ子ふれあい農業体験事業 7) 子ども文化教室 8) 児童ダンス☆演劇教室 9) スクールコンサート 10) 輝く☆未来の星コンサート 11) 伝統工芸保存事業 12) 夏休み親子実験教室 13) 親子消費者講座 14) エコエコツアー（親子施設見学会） 15) こどもエコクラブ 16) 子ども環境講座 17) 環境学習 18) 子どもかがやき顕彰 19) 青少年の発表の場の提供 20) 乳幼児と小・中・高校生との交流事業 21) 保育園と小・中・高校生との交流事業 22) 文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰 23) キャリア教育の実施 24) 文化センター子どもひろば 25) 文化センター子ども講座 26) トップアスリート直伝教室 27) 北区ふるさと農家体験館事業 28) 来て、見て、さわって！昔の道具 29) 夏休みわくわくミュージアム

1) 小学生の「人権の花」栽培活動 2) 小学生の「人権メッセージ」 3) 中学生の「人権作文」 4) 乳幼児健康診査 5) 定期予防接種 6) 乳幼児歯科保健相談 7) 保育園・幼稚園における歯科健康診査 8) 小児救急医療体制の整備 9) 学校保健への情報提供 10) 北区楽しい食の推進員による食育講座 11) 離乳食講習会 12) 幼児食講習会 13) 食育体験教室 14) 親子クッキング教室 15) 心の教育推進委員会の運営 16) 教育の場における人権教育の取り組み

1) 児童館(子どもセンター)での小学生対応事業 2) ティーンズセンターの設置 3) 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 4) 専門相談事業(子ども家庭支援センター弁護士相談) 5) 相談カード(子ども向け)の配付 6) スクールカウンセラーの配置 7) スクールソーシャルワーカーの配置

1) オレンジリボンキャンペーン事業 2) 養育支援訪問事業 3) 要保護児童対策地域協議会の運営 4) 見守りサポート事業 5) 相談対応力強化事業 6) 養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 7) ベアレントトレーニング事業

1) ひとり親家庭ホーム事業 2) ひとり親家庭の親の就業促進 3) ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供 4) 母子生活支援施設 5) 東京都母子(父子)福祉資金貸付 6) 母子福祉応急小口資金貸付 7) ひとり親家庭医療費助成 8) 児童扶養手当の支給 9) 児童育成手当の支給 10) 福祉サービス第三者評価の実施

1) 自立支援医療(育成医療) 2) 小児慢性疾患医療費助成 3) 小児精神障害者入院医療費助成 4) 中等度難聴児発達支援事業 5) 気管支ぜんそく児等への公害健康被害予防事業 6) 障害児福祉手当 7) 障害児通所支援事業(児童発達支援) 8) 障害児通所支援事業(放課後等デイサービス) 9) 相談支援事業(障害児相談支援) 10) 特別児童扶養手当の支給 11) 子ども発達支援センターさくらんぼ園 12) 巡回指導員の派遣 13) 特別支援児保育 14) 幼稚園の特別支援児受け入れ 15) 肢体不自由児等への介助員の派遣 16) 特別支援学級交流教育推進事業 17) 特別支援教室の推進 18) 就学支援シートの作成・活用 19) 副読制度の推進

1) 自立支援プログラム(高校進学支援プログラム) 2) 中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給 3) 修学旅行支度金の支給 4) 生活困窮者自立支援事業

1) ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供

1) ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2) アドバイザー派遣制度の推進事業

1) パパ参上 2) 男性の子育て・家事協働支援 3) イクメン講座・イクじいイクばあ講座 4) 父親への支援事業

(2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
保育所待機児童解消	B	44
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	B	45
病児・病後児保育の実施（施設型・居宅訪問型）	A	46
II 子育て家庭を支援する地域づくり	評価	掲載頁
ファミリー・サポート・センター事業	B	48
III 未来を担う人づくり	評価	掲載頁
保育園職員等専門研修	A	50
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	51
IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	評価	掲載頁
オレンジリボンキャンペーン事業	A	53
子ども発達支援センターさくらんぼ園	B	54
V 安心して子育てと仕事ができる環境づくり	評価	掲載頁
全世代で担う子育ての推進	B	56
VI その他重点施策（子どもの未来応援）	評価	掲載頁
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	A	59
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	A	60
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（みらいきた）	A	61

I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様な保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、子育てを学ぶ場の提供、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産に臨めるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導など、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

〔個別目標〕

- 1 「保育ニーズに対応した支援サービスの強化」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「安心できる妊娠・出産・子育てへの支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

- 施策目標 1 家庭の育てる力を支援
 個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名 保育所児童待機児童解消

《事業概要》

待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら認可保育園を中心とした施設整備を計画的に推進する。

《事業のねらい》

待機児童の解消

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 待機児童数	0人	119人
(2) 認可定員	9,077人	8,923人

評 価	【評価理由】	保育需要の増加により、待機児童数が増加してしまっただが、保育所の整備自体は計画的に進められたため。
	B 【課題】	保育ニーズが地区により偏在していることや、国の制度改正が保育需要に影響を与えることを踏まえた、整備計画を検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

地域により申し込み状況が偏在化していることや、幼児教育の無償化の影響等により、当面保育需要の増加が見込まれることから、引き続き、待機児童解消に向けた取り組みを進めていく。

【子ども未来部子ども環境応援担当課】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《事業概要》

年々増加する学童クラブの入所希望に應えるため、また子どもたちの健全な育成及び安心・安全な居場所づくり及び保護者の就労支援のためにも学童クラブを計画的に整備します。

《事業のねらい》

子どもたちの放課後の居場所の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1) 待機児童数	0人	80人
(2) 利用定員	2,750人	2,980人

評価	【評価理由】
	保護者の働き方の変化や、学童クラブの利用ニーズの高まりを受けて、待機児童が発生してしまったが、整備自体は計画的に進められたため。
B	【課題】
	学童クラブ利用者数に偏在が生じていることや、児童数、学級数の増加によって余裕教室の確保が困難である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

小学校ごとに利用できる学童クラブ利用者数に偏在が生じていることなどにより、待機児童が発生している。また、児童、学級数の増加によって、学童クラブとして利用できる余裕教室の確保が困難である。

教育環境を確保したうえで、待機児童の解消を図ることを最優先に、引き続き学童クラブの整備を進めていく。

【子ども未来部子ども環境応援担当課】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

事業名 病児・病後児保育（施設型・居宅訪問型）

《事業概要》

【施設型】

保育所等に通所している児童が、病中又は病気の回復期にあつて、集団保育の困難な時期に、保育園や病院に付設された専用スペースで保育を実施する。

※病後児保育施設：キッズタウン東十条保育園 病児保育施設：東京北医療センター

【居宅訪問型】

ベビーシッターの派遣等による居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に、当該サービスの利用料金の一部を助成する。平成29年度に助成申請の受付期間を延長、平成30年度に幼稚園及び認定こども園に在籍している児童を新たに助成対象とし、事業内容の充実を図っている。

《事業のねらい》

保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童福祉の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標) ※前年実績	(実績)
【施設型】	延べ683名	延べ892名
東京北医療センター	延べ478名	延べ678名
キッズタウン東十条保育園	延べ205名	延べ214名
【居宅訪問型】	延べ166名	延べ96名
	計849名	計988名

評価 【評価理由】

施設数については、計画どおり整備が進んでいる。また、病児・病後児保育事業の存在が徐々に区民に浸透し、利用実績も増えてきているため、評価はAとする。

A 【課題】

「施設が遠くて病児を連れていけない」との声も寄せられていることから、利用者の送迎負担を考慮し、地域バランスに配慮した整備を進めていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

施設型については、病児保育施設の利用ニーズが高いため、東京北医療センターの利用状況等を踏まえ、地域バランスにも配慮しながら、新たな施設の整備を検討していく。

居宅訪問型については、病中における施設往来の負担にも配慮し、補完的な制度として継続し、子育てと就労の両立支援を推進していく。

【子ども未来部保育課】

Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てがしやすい環境づくりを目指し、地域ぐるみによる子どもの見守り、子育ての支援活動を促進します。

親の不安や孤独感の解消に向けて、親同士の仲間づくりの場の提供や、支援を必要とする人とそれを支える団体やボランティアが共に子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動への支援や人材の育成事業を推進します。

〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域づくりのための人材育成の推進」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 1 地域における子育て家庭への支援

事業名 ファミリー・サポート・センター事業

《事業概要》

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応する。

《事業のねらい》

地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
サポート会員	699人	→ 605人
ファミリー会員	3,778人	→ 3,792人
活動実績	7,017回	→ 8,577回

評価 【評価理由】

ファミリー・サポート・センター事業を休止していたサポート会員に対して積極的にサポート依頼を行うことで、マッチング率が上がり、活動実績は113%と伸びた。

【課題】

B サポート会員不足の地域には、サポート会員の確保が求められている。また、40～50代のサポート会員を増やしていくことも望まれる。

ファミリー会員とサポート会員相互が事業の趣旨を理解するとともにファミリー会員のニーズに答えられていけるよう、事務改善を行っていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

より利用しやすい事業となるよう他自治体の利用要件等を参考に事業の見直しを行うとともに、サービス拡充を目的とした外部委託化の検討を行う。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るく伸び伸びと育っていけるよう、様々な体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の充実を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く区民に周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援体制をより一層充実させます。

〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」

事業名 保育園職員等専門研修

《事業概要》

保育所保育指針の目指す児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上に向けて、職員の資質及び専門性の向上を目的とした各職員の経験年数等に応じた研修を行う。

【保育課主催の職員を対象とした研修】

園長会研修、主任会研修、園内研究・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修
公民保育施設合同研修、非常勤職員研修等

《事業のねらい》職員の資質向上を図るとともに、保育の質及び専門性を高める

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1)園長会研修	年1回実施 公立直営園(29園)園長参加	同左
(2)主任会研修	年1回実施 公立直営園(29園)主任参加	同左
(3)園内研究・公開保育	公立直営13園で年2回ずつ実施(近隣園職員も参加)	同左
(4)歳児別学習会(0,1,2歳児)	全3回実施 公立直営各園1名参加	同左
(5)特別支援児研修	全4回	全4回(249名)
(6)公民保育施設合同研修	全4回	全4回(415名)
(7)非常勤職員研修	全5回	全4回(153名)

評価 【評価理由】

計画に位置付けた研修を着実に実施している。各研修を通じて、子どもの生活を援助する知識、技術の習得、保育環境を構成する技術、遊びを豊かに展開する技術、子どもを適切に援助し関係構築する技術等が高められている。

A 【課題】

区内保育園における保育水準の標準確保を旨とする公立直営園においては、園内において職員に対する保育指導を主な役割とする主任会を中心に、研修成果のさらなる有効活用等について検討する。また、公立直営園やその他民営園における優れた取り組みの共有化等の進め方を検討する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区民に信頼される保育を行うためには、職員一人ひとりが自らの資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務を遂行することが大切である。今年度より、「職層や在職年数に応じて求められる知識や役割等」と「それに対応した研修の内容」を各職員が確認することができる「公立保育園職員キャリアパス」を活用し、職員一人ひとりの意識向上を図る取組みを開始した。

保育課では、職員の資質や専門性を高め、北区の保育の質のさらなる向上を目指し、今後も様々な研修を計画・実施していく。

【子ども未来部保育課】

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

《事業概要》

小学校を会場として、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の機能をあわせ持つ総合的な放課後対策事業として、放課後子ども総合プランを推進する。

《事業のねらい》

小学生の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	北区立小学校29校 → 29校で実施	29校で実施 ※令和元年度開設に向けて新たに5校の準備を進めた。

評価	【評価理由】 事業目標を達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】 地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などが実施されることになっているが、地域との連携についてより密接な関わりが持てるような取り組みが必要となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和元年度までに王子第一小学校を除くすべての小学校で実施する。

王子第一小学校は令和3年度の実施に向けて準備を進める。

児童数の増加により学童クラブ室として利用できる教室の確保が困難となっており、令和元年度は5校で連携型のわくわく☆ひろばを実施している。

放課後子ども総合プランが全校に導入されることを踏まえ、今後は事業の充実のため検証を進めていく。

【子ども未来部子どもわくわく課】

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応するために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実などを図ります。

また、ひとり親家庭や生活に困窮している家庭、障害のある子どもなど、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援」
- 2 「ひとり親家庭への支援」
- 3 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 個別目標 1 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

事業名 オレンジリボンキャンペーン事業

《事業概要》

児童虐待啓発活動として、下記団体の協力のもと毎年11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待問題に対する関心と理解が得られるよう区民や関係機関に広く周知し、児童虐待未然防止に資するため、オレンジリボンキャンペーンを実施している。

平成30年度協力団体：十条銀座商店街振興会、赤羽スズラン通り商店街振興組合
 東京成徳大学、民生委員・児童委員、社会福祉協議会

《事業のねらい》

児童虐待問題に対する関心と理解が得られるよう区民や関係機関に広く周知し、児童虐待の防止に努める。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
まちかどキャンペーン (赤羽・十条地区)	2回	→	2回

評価	【評価理由】
A	<p>キャンペーンの参加者や、啓発グッズをもらった区民の方達から、児童虐待について関心と理解が高まったとの意見や感想が寄せられ、区民や関係機関への周知に有効な取り組みとなった。また、商店街や民生委員、大学等、区内の関係団体と連携の強化を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>周知啓発する場所やターゲットの検討をし、より効率的に事業の周知啓発ができるよう図る必要がある。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

周知啓発する場所やターゲットの検討をし、より効率的に事業の周知啓発ができるよう努め、関係機関と引き続き連携を強化し事業を推進する。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 3 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

事業名 子ども発達支援センターさくらんぼ園

《事業概要》

子ども発達支援センターさくらんぼ園（児童発達支援事業）は、発達の遅れやつまずき、あるいはその疑いのある就学前の子どもに対し、発達を促すための療育等の支援を行うことを目的に設置された通園施設である。

さくらんぼ園発達相談室は、就学前の子どもの発達に関する相談（専門相談等）を行っているほか、障害児相談支援事業として、通所受給者証の申請及びサービス利用計画の作成を行っている。

《事業のねらい》

障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療養が可能となるよう関係機関と連携しながら、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心として発達支援を行う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
子ども発達支援センター さくらんぼ園利用契約数	95 件	→ 84 件
子ども発達支援センター さくらんぼ園発達相談室 新規相談件数	362 件	→ 411 件

評価理由】
さくらんぼ園発達相談室においては、近年 110%前後の伸び率で新規相談件数が増加している。

【課題】
B さくらんぼ園の通所児童は保育園等の併用利用も多いほか、外国籍児童も増えてきている状況下において、関係機関との情報共有、協力連携のもと、保護者との意思疎通、信頼関係構築が欠かせない。児童発達支援センター化に向け、通所形態や給食提供方法など、検討を重ねていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

第三者評価を実施し、処遇改善に努めていく。合わせて、児童発達支援センターとして地域の中核的施設となるよう、関係機関と連携を図っていく。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

V 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

〔個別目標〕

- 1 「ワーク・ライフ・バランスの理解促進」
- 2 「仕事と子育ての両立のための基盤整備」
- 3 「男女が共に担う子育ての推進」

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり
 個別目標 3 男女が共に担う子育ての推進

事業名 全世代で担う子育ての推進

《事業概要》

多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、パパ応援プロジェクト、ママ応援プロジェクト及び孫育て応援プロジェクトを開催する。

【パパ応援プロジェクト】

父親を対象に育児参加への動機づけから育児に役立つ知識・技術の習得、参加者同士のネットワークづくりを支援するため、パパ講演会、パパスクール、まとめの会を開催した。

【ママ応援プロジェクト】

母親を対象に子育てを楽しむための講座を開催した。

【孫育て応援プロジェクト】

育児の強力な応援団となる祖父母世代を対象に、現在の育児に関する知識や技術の習得を支援するための講座を開催した。

《事業のねらい》

子育て世帯の孤立感や負担感を和らげ、子どもを産み育てやすい環境づくりを醸成し、全世代で担う子育て・親育ちへの支援の充実につなげていく。

《評価対象年度における目標と実績》

	目標	実績
(1) パパ応援プロジェクト		
① パパ講演会	100名	38名
② パパスクール	延べ208名	延べ112名
③ まとめの会	52名	57名
(2) ママ応援プロジェクト		
① 乳児コース	延べ100名	延べ96名
② 幼児コースⅠ	延べ40名	延べ51名
③ 幼児コースⅡ	延べ80名	延べ59名
④ 幼児コースⅢ	-	延べ47名
⑤ 乳幼児コース	延べ80名	延べ87名
(3) 孫育て応援プロジェクト	延べ40名	延べ24名

評	<p>【評価理由】</p> <p>父親向け、母親向け、祖父母向けといった各世代に向けた講義のほか、工作活動や料理教室といった体験を通じて子育てに関する知識や子どもとの関わり方について学ぶとともに、講座参加者同士のつながりを作ることにもつながり、全世代で担う子育てを支援する講座として有効であった。</p>
B	<p>【課題】</p> <p>パパ応援プロジェクトの一部事業において、参加定員に満たない講座があったため、周知方法や講座の内容の検討を行っていく必要がある。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

核家族化や共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境変化を踏まえて、「全世代で担う子育て」のために効果的な事業内容、実施方法等の見直しを随時図っていく。

【子ども未来部子ども未来課】

VI その他重点施策（子どもの未来応援）

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進します。

〔個別事業〕

- 1 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業
- 2 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供
- 3 ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

《事業概要》

主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図る。

- ・第1回目募集：補助金上限額 30万円（初期経費10万円、運営経費20万円）
- ・第2回目募集：補助金上限額 20万円（初期経費10万円、運営経費10万円）

《事業のねらい》

子ども食堂における、食材費や食器、調理器具等については、300円程度の大人の利用における収入のほか、寄附で賄われているケースが多い。そのため、運営経費の一部として補助金を交付するとともに、子ども食堂等に係る団体のネットワークの構築を進めるなど、子ども食堂に取り組む団体の継続的な活動を支援していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
子ども食堂補助金交付 団体数	9団体以上	13団体 ・内訳 第1回募集：12団体 第2回募集：1団体

評価 【評価理由】

補助金交付団体数も増加するとともに、関係団体の連絡会議への参加などネットワークづくりについても一定の進捗を図ることができた。

A 【課題】

子ども食堂のネットワークをさらに推進するため、推進体制等の構築を検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

引き続き、子ども食堂の運営が安定的に行えるよう継続的に支援を行っていく。
また、子ども食堂の立ち上げ支援等に取り組んでいくとともに、ネットワークづくりのための推進体制の構築を図っていく。

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 個別目標 2 ひとり親家庭への支援

事業名 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

《事業概要》

ひとり親家庭等の生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行う。相談員は、カウンセラーの資格等を有する者を常時1名配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を月2回配置する。

《事業のねらい》

子育て中のひとり親家庭や、ひとりで子育てをすることに不安を抱える家庭の日頃の悩みや生活全般に関わる困りごとまで幅広く相談に応じ、関係機関の紹介、支援制度の案内など、相談家庭における不安の解消を行っていく。

また、講習会・交流会のなどの開催を通じ、ひとり親家庭等の孤立を防いでいく。

《評価対象年度における目標と実績》

相談方法	(目標)	(実績)
①面接相談	① 155件以上	① 217件
②電話相談	② 70件以上	② 159件
③家計相談	③ 25件以上	③ 26件
④法律相談	④ 14件以上	④ 22件
⑤メール相談	⑤ 新規導入	⑤ 200件
⑥講習会・交流会	⑥ 4回実施・31名	⑥ 8回実施・55名

評価 【評価理由】

A ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）については、ホームページでの周知や相談者の口コミ等により認知度が上がったことなどにより、前年度に比べて各種相談件数が増加した。また、新たに開始したメール相談も200件の利用があったとともに、講習会・交流会の参加による孤立防止についても、一定の効果があったと考える。

【課題】

休日の相談機会を増やすなど、相談者の多様なニーズを踏まえ、相談体制の拡充を検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）のさらなる周知に努めるとともに、気軽に相談できる環境づくりを進め、悩みを抱えるひとり親家庭等の不安解消・解決に努めていく。また、相談者の多様なニーズを踏まえ、相談体制の拡充を推進していく。

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
個別目標 4 生活困窮家庭への支援

事業名 ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（みらいきた）

《事業概要》

対象世帯の中学1年生、2年生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成等のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施する。なお、平成30年度は、対象に生活困窮世帯も加え実施する。

《事業のねらい》

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むため、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援を実施していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
区内3会場（区有施設）で実施	募集定員75名	受講者75名 出席率89%

評価 【評価理由】

全会場で定員を満たす状況となるとともに、出席率も90%近い高い数字となった。また、受講者・保護者アンケート等においても好評価を得るなど、満足のいく事業となったと考える。

A 【課題】

募集人数を上回る募集があったため、受講できなかった生徒が出てしまった。次年度に向け、定員・実施会場の拡充を検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

平成30年度については、募集人数を上回る応募を踏まえ、令和元年度は、会場を2か所増やし5か所とし、定員75名から105名増やし180名とするとともに、対象学年を中学3年生まで拡大し実施していく。

【子ども未来部子ども未来課】

(3) 点検及び評価に関する学識経験者の意見

東京都北区教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書に対する意見

國學院大學 神長美津子

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成30年度分)報告書(以下「報告書」と表記)を拝読した結果について述べることにします。

「1 教育委員会の活動状況」についての意見

北区教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、適切に運営され職務が遂行されている。委員会は、平成30年度は定例会12回、臨時会10回開催され、議案46件、報告91件について審議等がなされている。

子育て施策に関する事務等は、教育委員会が区長から委任を受け、または補助執行する等の職務権限となり、教育委員会の組織の中で運営されるようになって3年目になるが、定例会及び臨時会では、学校教育全般の諸課題に加えて、保育施設の開設の予定等や東京都北区認定こども園検証委員会の報告書についての問い合わせの報告、東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則や幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の議案の提出等、乳幼児期の教育・保育に関わる課題の検討や報告がなされ、各学校段階等の諸課題に適切に対応してきている。また北区放課後子ども総合プランの実施や生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業の報告等、北区の子どもや子育てに関わる施策も一体的に検討され遂行されていることも理解できた。

「2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」についての意見

平成30年度においては、「北区教育ビジョン2015」及び「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等、教育委員会が取り組む事業から、新規および重点事業の28事業を選定し、点検及び評価を行っている。主に「北区子ども・子育て支援計画2015」の推進計画事業等の12事業について、評価の手続きや内容については、適切に行われて、課題が整理されている。

以下、「4 北区子ども・子育て支援計画2015」についての意見は以下の通りである。各事業の実施の状況に対する感想も含めて述べることにする。

保育所待機児童解消 【P44】

これまでも北区においては、保育所待機児童解消に向けて真摯に取り組んできている。平成30年度においても、認可保育所を中心とした施設整備を計画的に推進してきたが、保育需要の増加により、結果的には119名の待機児童数となってしまった。さらに、今後、幼児教育・保育の無償化に伴い当面の保育需要の増加が見込まれるため、今後も引き続き、待機児童数の解消に向けた取り組みは必要である。保育所選定にあたっては、保育の質の確保・維持向上にも心掛け、安心して子どもを預ける保育所の整備をしていただきたい。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 【P45】

保護者が就労等のために留守になる家庭が増加する中で、学童保育の需要が高まり、早急な対応が求められている。平成30年度の利用定員の整備目標である2,750名から、2,980名まで利用定員の拡大が図られたが、まだ十分ではない。評価の通り、小学校ごとに利用できる学童クラブ利用者数に偏在が出ていることから待機児童が80名出ている。小学校においても、児童数や学級数の増加によって、学童クラブとして利用できる教室の確保が困難などの課題も残されている。困難な状況も理解できるが、働く保護者にとっては、学童クラブは安心して子どもを通わせられる施設なので、引き続き学童クラブの整備に努めていただきたい。また、その整備の状況等については、できるだけ利用者（保護者）に発信し、保護者の不安等を払拭するよう努めていただきたい。

病児・病後児保育の実施（施設型・居宅訪問型） 【P46】

病児・病後児保育については、保護者の子育てと就労の両立支援から必要であり、就労をする保護者より強い要望があった。キッズタウン東十条病後児保育室と、東京北医療センター病児病後児保育室の2ヵ所の施設型の実績と、居宅訪問型の実績も含めて988名も利用していることからわかる。今後は、地域バランスに配慮して、他地域においても施設型が開設できるようにしていただきたい。平成30年度からは、居宅訪問型の助成対象が、幼稚園及び認定こども園に在籍する子どもにも拡大し事業内容の充実が図られたことも評価できる。

ファミリー・サポート・センター事業 【P48】

地域住民との連携・協力によるファミリー・サポート・センター事業は、多様な保育ニーズに対応するとともに、地域の子育て力の活性化につながる事業として有効な取組である。ただし、サポートを必要とするファミリー会員3,778人に対し、サポートを提供できるサポート（提供）会員が、699人という人数なので、サポート会員の拡充が求められる。この傾向は、平成29年度も同様の傾向であった。40代から50代のサポート会員を確実に確保していくためには、応募条件等の検討などの抜本的な見直しも必要ではないかと考える。また、新しくサポート会員として登録さ

れた方々には、子どもと直接に触れ合うので、その心得や困った時の対応等について、適宜、研修をしていただきたい。

保育園職員等専門研修 【P50】

保育園職員研修については、園長会研修、主任会研修を初めとして、非常勤職員研修までも含めて、計画された研修は着実に実施しており、大いに評価できる。ただし、これらの園外研修は、受講して終了ではなく、園内研修と結びつくことで実践力向上が期待できるため、園内研修の内容や進め方の工夫などについても、啓発していただきたい。

放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進 【P51】

平成30年度は、29校で実施した。就労する保護者の増大等に伴い、ますます需要が高まり、期待が高まっている。令和元年度から小学校全校で実施（改築中の1校除く）するようになったことは評価できる。今後は、それぞれの質の向上に向けて、環境やプログラム等を検討し、拡充・推進を図っていただきたい。また低学年の保護者等にとっては、プログラムや運営体制が気になるところなので、その内容について保護者に十分情報を発信し、家庭や地域との連携も深めつつ、事業内容の充実を図っていただきたい。

オレンジリボンキャンペーン事業 【P53】

児童虐待問題についての区民の関心と理解を深めるために、オレンジリボンキャンペーンを実施していくことは有効な取組である。こうした取組は、キャンペーン期間のみで終わらず、機会があるごとに取り上げ、児童虐待の未然防止に努めていただきたい。

子ども発達支援センターさくらんぼ園 【P54】

子ども発達支援センターさくらんぼ園発達相談室の相談件数が、目標件数362件に対して411件と目標値を上回っている。相談件数の中には、評価にもある通り、外国籍の子どもについての相談もあるとのこと。今後は、相談内容の分析等も行い、関連する他の専門機関との連携をとるようにして、体制を整えていただきたい。

全世代で担う子育ての推進 【P56～P57】

少子化や核家族化等、子どもや子育てをとりまく環境の変化を踏まえると、子育てにやさしい社会をつくっていくために、全世代にわたって子育ての推進事業を進めていくことは、重要である。各世代が子育てにどう関わるか、そのために行政は何かができるのか等、支援の内容や方法について、本事業の関係者による自己評価や講座受講者のアンケートを基に検討を重ねて、引き続き、より良い講座を実施していただきたい。

子どもの居場所（子ども食堂）支援事業 【P59】

平成30年度の補助金交付団体は13団体である。困難を抱える子どもたちの居場所づくりのために、引き続き、子ども食堂を開設するなどの自主的な取組には是非とも応援していただきたい。この場合の行政の役割は、資金面での援助が中心であるが、同時に、評価にもあるように、関係団体等のネットワーク化の推進にも力を入れ、実施団体が活動を継続的に実施できる体制づくりへの支援も大切である。

ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供 【P60】

平成30年度、ひとり親家庭等相談窓口では、面接相談217件、電話相談159件の相談件数があった。また、平成30年度から実施のメール相談は200件もあった。相談者の利便性を考えメール相談の実施等、きめ細かな取り組みに努めてきた成果である。

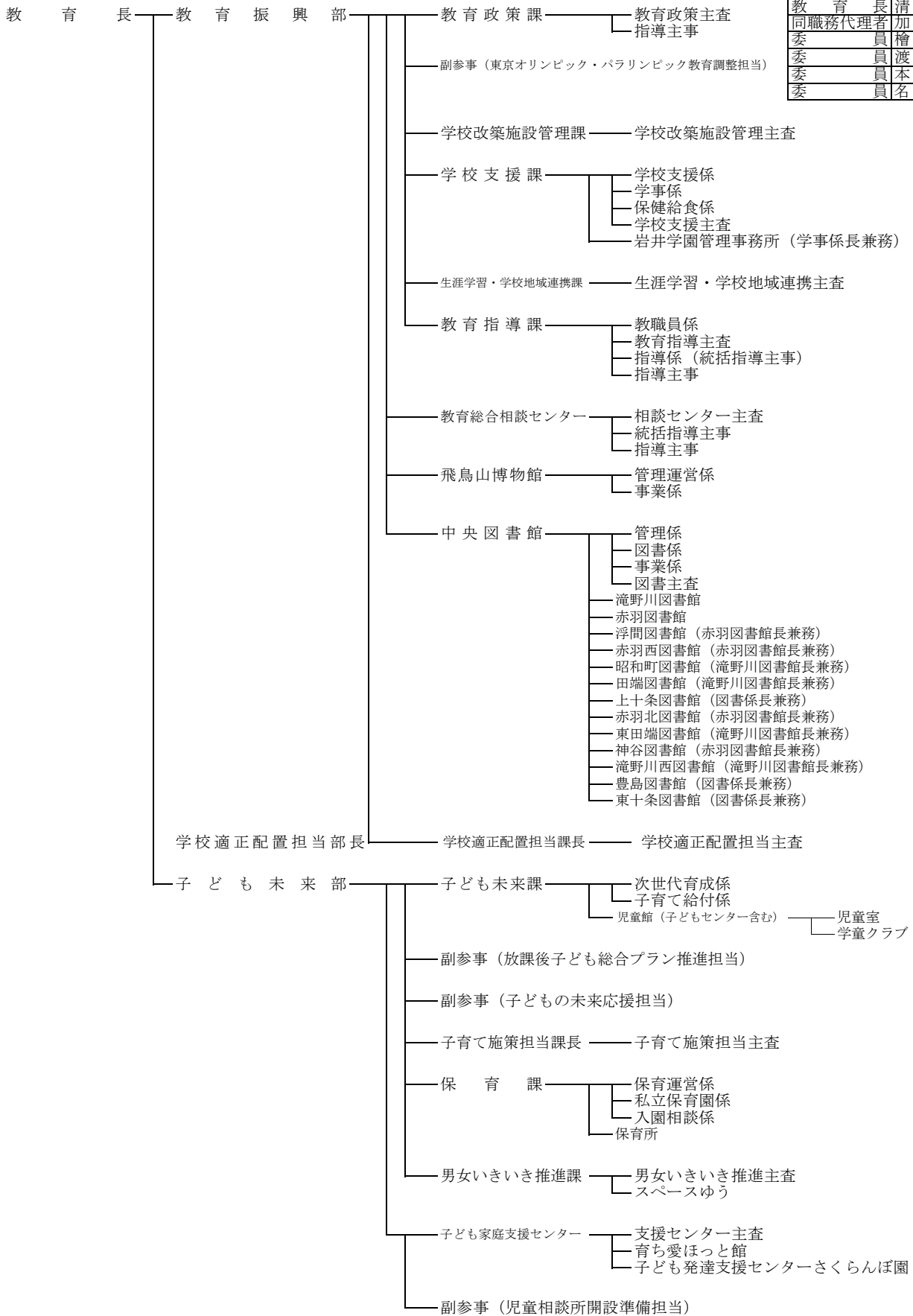
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業（みらいきた） 【P61】

平成30年度は、ひとり親家庭等の中学生が75名参加し、89%の出席率であった。学習習慣の定着、学力向上、社会性の育成など、子どもに寄り添った学習支援事業を実施しているため、出席率も高く、効果的かつ効率的に運営されていると思われる。是非とも引き続き、希望する中学生が受けられる体制を作っていただきたい。

(資料1) 平成30年度教育委員会事務局組織図

平成31年3月31日現在

教 育 長	清 正 浩 靖
同職務代理者	加 藤 和 宣
委 員	檜 垣 昌 子
委 員	渡 辺 敦 子
委 員	本 間 正 江
委 員	名 島 啓 太



(資料2)

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

28北教教政第1210号

平成28年5月13日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、北区教育委員会がその権限に属する事務の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、「北区教育ビジョン2015」に掲載された「推進計画」等、教育委員会が取り組む主要な事務事業の中から部課長会において対象事業を選定して実施する。

- 2 点検及び評価は、前年度の前項に規定する事項について実施する。
- 3 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 4 点検及び評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

東京都北区教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価(平成30年度分)報告書

刊行物登録番号
31-1-073

令和元年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局
教育振興部教育政策課
東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話03-3908-9279(ダイヤル)